

令和5年12月1日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害福祉分野のICT導入モデル事業」の国庫補助協議（追加協議）について

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害福祉分野のICT導入モデル事業」の国庫補助協議について」（令和5年5月9日事務連絡）により国庫補助協議を行ったところですが、追加で国庫補助協議を実施することといたしました。

つきましては、国庫補助協議を希望する自治体におかれましては、下記のとおり必要書類をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、該当が無い自治体についても必ず電子メールにてその旨ご報告ください。

記

1. 提出書類

別添1：国庫補助協議書（別紙1～別紙4）

2. 提出期限

令和5年12月20日（水）17:00【厳守】

3. 提出先及び提出方法

障害福祉課訪問サービス係（houmon@mhlw.go.jp）あて電子メールにて

4. 留意事項

- ・別添2「令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害福祉分野のICT導入モデル事業の留意点」及び別添3「令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害福祉分野のICT導入モデル事業についてのQ&A」を確認の上、協議書の提出をお願いいたします。
- ・当該事業がモデル事業である性質に鑑み、ICT機器等の導入効果が特に高く、好事例として活用できるものについて、自治体にて事業所を選定いただくようお願いいたします。

- ・予算の範囲内での補助採択となるため、必ず優先順位を付けて、国庫補助協議書を提出してください。
- ・実施要綱及び交付要綱は、別添5「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」、別添6「令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱」になります。実施要綱及び交付要綱の内容を十分に確認の上、国庫補助の協議をお願いします。

(参考)

障害福祉分野のICT導入モデル事業国庫補助金の概要

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）

【実施対象】障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助単価】

○ICT導入モデル事業：1施設又は事業所あたり1,000千円

○ICT導入のための研修事業：284千円

【補助割合】

○ICT導入モデル事業

・直接補助事業：国1/2、都道府県等1/2

・間接補助事業：国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4

○ICT導入のための研修事業

・直接補助事業) 国1/2、都道府県等1/2

【補助対象】

①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

③通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）

④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。

【補助対象経費】

○ICT導入モデル事業

・ICT導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

○ICT導入のための研修事業

・ICT導入のための研修事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係

TEL :03-5253-1111 内線 (3092)

Mail: homon@mhlw.go.jp